

令和2年5月11日

保護者の皆様

三重県立宇治山田商業高等学校

今後の学校教育活動再開について（連絡）

保護者の皆様におかれましては、平素より、また臨時休業期間中の本校の取組に対しご理解・ご協力を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

本県におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた「三重県緊急事態措置」が実施されています。県立学校については、緊急事態措置における5月6日までの移動自粛の効果が、約2週間先に確認されることなどから、5月31日まで臨時休業となり、休業期間中の登校日については5月20日に、学校の再開は5月25日に県教育委員会が判断することとされています。

こうした中で、5月14日には国の専門家会議が最新の分析を行い、緊急事態宣言について何らかの見直しが見込まれます。また、本県では、5月5日に発表された三重県緊急事態措置（ver. 2）において、学校が休止を要請しない施設となり、県内の感染者も4月25日以降確認されていない状況にあります。

このため、県教育委員会において、子どもたちの安全を第一に考えつつ、学びの継続を保障するため、5月14日に国の発令の見直しが行われた場合には、本県の感染状況に加えて、愛知県、岐阜県の発令内容、隣接県の対応などを踏まえ、登校日や学校再開の判断を早め、状況によっては5月18日から学校を再開し、学年毎の分散登校を段階的に始めることが検討されています。

本校におきましても、こうした状況をふまえ学校が再開された場合、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底したうえで、分散登校を実施することについて検討しているところですので、具体的な日程や登校の仕方など、詳細につきましては、5月14日以降に改めてお知らせします。

また、今回の臨時休業に伴い、生徒の学習を保障するため、夏季休業を8月3日（月）から24日（月）に短縮するとともに、中間考査を6月18日（木）から20日（土）、期末考査を7月18日（土）、20日（月）から22日（水）土曜日を含めて実施します。そして、三者面談を8月3日（月）から5日（水）に実施することとしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、部活動については、引き続き5月31日まで休止とします。（6月以降も分散登校を実施しなければならない場合は、その期間も休止とします。）